

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3014号から第3016号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3014号及び第3015号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3016号では、横浜市人事委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「調査資料一式（資料15）手紙に対する返信」ほか24件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3014号】

- (2) 「調査資料一式（資料15）手紙に対する返信」ほか21件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3015号】

- (3) 「令和2年10月28日付け人事委員会裁決書（28人（審）第1号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3016号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3014	令和元年5月29日	令和元年8月2日	令和元年11月1日	令和元年11月29日	個人	教育委員会
3015	令和元年5月29日	令和元年8月2日	令和元年11月1日	令和元年11月29日	個人	教育委員会
3016	令和2年12月4日	令和2年12月22日	令和2年12月25日	令和3年1月22日	個人	人事委員会

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3014	答申別表1の個人情報1から個人情報25までのとおり（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 <b>答申「3 実施機関の一部開示理由及び文書特定に関する説明要旨」(1)から(3)までの記載のとおり</b>	答申別表3に示す部分を開示すべき
3015	答申別表1の個人情報1から個人情報22までのとおり（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 <b>答申「3 実施機関の一部開示理由及び文書特定に関する説明要旨」(1)から(3)までの記載のとおり</b>	答申別表3に示す部分を開示すべき
3016	「令和2年10月28日付け人事委員会裁決書(28人(審)第1号)」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第7条第2項第2号に該当</b> ・個人の氏名 (個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されるため) <b>情報公開条例第7条第2項第2号、第6号及び同号エに該当</b> ・個人の氏名を除く部分 (個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別され、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため) (公にすることにより、懲戒その他その意に反する不利益処分を受けた職員が審査請求の提起を逡巡し、又は主張内容を抑制するおそれがあるなど、制度趣旨(職員の身分上の権利保護)を損なうおそれがあるため) (懲戒処分に関する職員の人事管理に関する情報であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)	開示範囲を拡大すべき

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3014	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《いじめ重大事態調査に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、同項の重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。</p> <p>教育委員会が調査主体となった場合には、横浜市いじめ問題専門委員会（法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関。以下「専門委員会」という。）が、いじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。</p> <p>この調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに同ガイドラインにはその構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について」参加を図るよう努めるものとして記載されている。</p> <p>法第28条第2項には、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し」適切に情報提供する旨が規定されている。このため、専門委員会の調査の過程では、随時いじめを受けた児童等への情報提供が行われ、横浜市では、いじめを受けた児童等に調査報告書の全文が提供されている。</p> <p>専門委員会からの答申等を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。</p> <p>教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務の調整を担っている。また、会議録及び配付資料といった行政文書についても同課が作成し、保有している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、人権教育・児童生徒課において保有している特定個人に関するいじめ重大事態調査の資料のうち審査請求人に係るものである。専門委員会の会議の議事録である個人情報12及び専門委員会の審議において検討された答申案である個人情報13から個人情報19まで、その他専門委員会における審議資料として収集又は作成された個人情報1から個人情報11まで及び個人情報20から個人情報25までの文書で構成されている。非開示部分については、文書ごとに列挙することが困難であるため、当審査会において非開示情報を別表2のとおり分類した。</p> <p><b>《旧条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会は、非開示情報9から非開示情報15までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 非開示情報9及び非開示情報10について</p> <p>非開示情報9には、関係機関との具体的な情報共有の内容が記載されている。当該内容は、実施機関が開示を前提とせずに関係機関から情報を収集したものであり、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の調査において十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるといえる。また、非開示情報10には、児童や関係者への所見、指導の方針や内容が具体的に記載されており、これらを開示することで、今後</p>

答申 番号	判断の要旨
3014	<p>の児童等の支援や指導に支障が生じるおそれがあるといえる。したがって、これらの情報は本号本文に該当するが、非開示情報9のうち別表3に示す部分については、これを開示しても今後の調査に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>ウ 非開示情報11について</p> <p>非開示情報11には、専門委員会が発言した委員の氏名や発言内容及び実施機関職員の発言内容が記載されている。</p> <p>《いじめ重大事態調査に係る事務について》の事務の内容を踏まえると、会議の場では、いじめ事案について各委員が公平中立な立場で発言することが当然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験に基づいたものになることが期待されている。</p> <p>非開示情報11が記載された会議録である保有個人情報12において、発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いているのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった様子を推測させることになる。</p> <p>この場合、各委員になんらかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性もあろうし、また、作成した報告書の信頼性が不正確な憶測によって損なわれ、再発防止策の実施に支障を及ぼす可能性も否定できないので、非開示情報11のうち発言した委員の氏名については、本号本文に該当する。</p> <p>非開示情報11のうち、委員の発言内容の部分には、審査請求人以外の本件事案関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づきなされた発言が記載されている。これらを審査請求人に開示すると、発言の内容や委員の専門分野等の情報から、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から積極的な協力を得られなくなるおそれがあると認められた。このためこれらの発言内容については、本号本文に該当する。</p> <p>また、非開示情報11のうち、実施機関職員の発言内容については、当該発言の前に発言された委員の意見を受けて職員が応答、説明している内容であり、これらを開示すると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員が特定されるおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報11のうち別表3に示す部分については、会議当日に資料として提供された文書について議事進行を行う旨の発言であり、発言者が特定されたとしても専門委員会の委員の議論に影響を及ぼすとはいえず、また当該資料の名称については、別に審査請求人に開示されていることから、その他事務の適正な遂行に支障があるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>エ 非開示情報12について</p> <p>非開示情報12には、調査報告の策定過程の報告書の文案が記載されている。策定過程の報告書の文案を開示すると、どのような理由で最終版の報告書に変更されたのかといった推測をされることが考えられる。審議中の内容を一部開示すると、無用な誤解を生み、最終的な結論である報告書の信頼性を損なうおそれがあることから、非開示情報12は、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報12のうち別表3に示す部分については、報告書の小題を掲げた事項を説明する記載や、学校関係者へ聴取を行うといった当該事務から当然生じることが想定される調査方法を記載した部分であり、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>オ 非開示情報13及び非開示情報14について</p> <p>非開示情報13には関係機関の電話番号や内線番号が、非開示情報14には実施機関の携帯電話の電話番号が記載されている。確認したところいずれも公表されていない番号であり、開示されることで、関係機関や実施機関の事務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。</p> <p>カ 非開示情報15について</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3014</p>	<p>非開示情報15には、専門委員会の委員が実施機関の職員に対し行った質問、本件事案や本件事案に関する申立てを受けての学校や教育委員会事務局南部学校教育事務所の対応について聞き取りを受けた実施機関の職員が見聞きした内容や、聞き取りを受けた実施機関の職員の見解が記載されている。また、専門委員会の委員が行った質問の内容は、実施機関の説明にあったように聞き取りを受けた実施機関の職員が本件事案や本件事案に関する申立てを受けて対応する中で、組織としてではなく個人として見聞きしたこと、感じた内容の説明を求めるものである。</p> <p>聞き取り調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、その内容が開示されるとすれば、今後同種の聞き取りを行う際に実施機関の職員が、率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できないことから、非開示情報15は、本号本文に該当する。</p> <p><b>《旧条例第22条第5号の該当性について》</b></p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報8には、弁護士印の印影が記載されている。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p><b>《旧条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会は、非開示情報1から非開示情報7までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 非開示情報1について</p> <p>非開示情報1には、特定の個人が識別できる情報が記載されている。本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書ア及びイに該当しない。また、児童からの手紙に対し職員がした返信については、職務遂行情報に該当するか否かはともかく、その内容は職員の内心に関する事項であることから、権利利益侵害にもつながる可能性があり、本号ただし書ウに該当するともいえない。</p> <p>ウ 非開示情報2について</p> <p>非開示情報2には、本人開示請求者以外の面談者・電話相手を示す情報や面談者の質疑等の発言内容及び実施機関からの回答に関する情報が記載されている。関係児童の氏名及びその保護者や代理人弁護士との面談であることは開示されており、開示された氏名から非開示部分に関する特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>エ 非開示情報3から非開示情報7までについて</p> <p>非開示情報3には本人開示請求者以外の氏名や対応の内容、非開示情報4には聞き取り対象者、非開示情報5には関係機関の職員の職名及び氏名、非開示情報6には本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報並びに非開示情報7には学校長面談での発言者及び発言内容が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。</p> <p>一方、非開示情報3のうち別表3に示す部分は実施機関の職員の氏であり、当該職員の氏名は横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であり、本号ただし書アに該当する。また、非開示情報5及び非開示情報7のうち、別表3に示す部分は関係機関及び実施機関の職員の職名であり、公務員の職に関する情報であるため、本号ただし書ウに該当する。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p>

答申 番号	判断の要旨	
3014	個人情報	審査請求に係る保有個人情報
	個人情報 1	(資料15) 手紙に対する返信
	個人情報 2-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明 1 (特定年月日 1)
	個人情報 2-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明 2 (特定年月日 2)
	個人情報 2-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明 5 (特定年月日 3)
	個人情報 2-4	(資料67) 関係児童側資料手交 1 (特定年月日 4)
	個人情報 2-5	(資料68) 関係児童側資料手交 2 (特定年月日 4)
	個人情報 3-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明 3 (特定年月日 2)
	個人情報 3-2	(資料69) 関係児童側資料手交 3 (特定年月日 5)
	個人情報 3-3	(資料70) 関係児童側資料手交 4 (特定年月日 6)
	個人情報 4	(資料 5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)
	個人情報 5	(資料19) 校長メモ
	個人情報 6	(資料20) 副校長メモ 「調査資料提供について」 (平成30年度教人児第1524号) のうち 資料 4-2 副校長メモ
	個人情報 7	(資料21) 専任教諭メモ「調査資料提供について」 (平成30年度 教人児第1524号) のうち資料 4-3 専任メモ
	個人情報 8	(資料29) 事務所時系列記録
	個人情報 9	(資料32) 申入書の内容についての見解 「調査資料提供について」 (平成30年度教人児第1524号) のうち 資料 4-4 申入書の内容についての見解
	個人情報10-1	(資料42) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 校長
	個人情報10-2	(資料43) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 副校長
	個人情報10-3	(資料44) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 専任
	個人情報10-4	(資料45) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 担任
個人情報10-5	(資料47) 学校教育事務所指導主事室長聞き取り	
個人情報10-6	(資料49) 学校関係者への聞き取り記録 (拠点校指導教員)	
個人情報11	(資料46) 事案に関する内容等について (回答)	
個人情報12	専門委員会資料 ・平成28年度第 5 回 専門委員会会議録 ・平成28年度第 6 回 専門委員会会議録 ・平成29年度第 1 回 専門委員会会議録 ・平成29年度第 2 回 専門委員会会議録 ・平成29年度第 3 回 専門委員会会議録 ・平成29年度第 4 回 専門委員会会議録	

答申 番号	判断の要旨	
3014		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第5回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第6回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第8回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第10回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第11回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第3回 専門委員会会議録（初稿）</li> <li>・平成30年度第3回 専門委員会会議録（確定稿）</li> <li>・平成30年度第5回 専門委員会会議録</li> </ul> <p>「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料6-1 平成28年度第5回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-2 平成28年度第6回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-3 平成29年度第1回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-4 平成29年度第2回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-5 平成29年度第3回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-7 平成29年度第8回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-8 平成29年度第11回専門委員会会議録（抜粋）</li> <li>・資料6-9 平成30年度第5回専門委員会会議録（抜粋）</li> </ul>
	個人情報13	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日7現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> <li>・特定年月日8現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報14	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報15	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（●小学校）【公表版】（案）</li> </ul>
	個人情報16	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日10現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報17	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日11現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（f小学校）【公表版】（案）</li> </ul>
	個人情報18	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかか</li> </ul>

答申 番号	判断の要旨	
3014		る重大事態の調査報告（答申）案
	個人情報19	報告書、公表版 ・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（公表版）案
	個人情報20	・（資料34）意見書、通知書及び回答書 ・「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料1意見書、通知書及び回答書
	個人情報21	（資料50）関係児童児童相談所資料のうち、情報資料「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料2 関係児童児童相談所資料のうち、情報資料
	個人情報22-1	（資料6）申入書
	個人情報22-2	（資料39）確認書
	個人情報22-3	（資料51）意見書
	個人情報22-4	（資料71）所見としての意見書
	個人情報22-5	横浜市いじめ問題専門委員会資料 ・特定年月日13横浜市いじめ問題専門委員会資料（所見としての意見書） ・「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち、資料3-1申入書
	個人情報23-1	（資料33）警察から児童相談所への通告内容について
	個人情報23-2	（資料37）転校先での児童の様子（年月特定日14）
	個人情報23-3	（資料38）警察署等の介入経緯（特定年月日15）
	個人情報24	特定年月日16メモ 学校関係者への聞き取りについて
	個人情報25	（資料54）面談記録（特定年月日17）

別表2 非開示情報

非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
非開示情報1	児童への手紙	条例第22条第3号	個人情報1
非開示情報2	調査報告書に関する面談記録	条例第22条第3号	個人情報2-1から個人情報3-3まで
非開示情報3	対応経過に関する記録	条例第22条第3号	個人情報4から個人情報8まで
非開示情報4	学校の見解に関する情報	条例第22条第3号	個人情報9
非開示情報5	関係機関職員の職及び氏名	条例第22条第3号	個人情報11



答申 番号	判断の要旨			
3014	非開示情報 6	開示請求者本人以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報	条例第22条第3号	個人情報20及び個人情報21
	非開示情報 7	学校長面談記録	条例第22条第3号	個人情報25
	非開示情報 8	弁護士印の印影	条例第22条第5号	個人情報22-1から個人情報22-5まで
	非開示情報 9	関係機関情報	条例第22条第7号	個人情報4、個人情報7、個人情報8及び個人情報23-1から個人情報23-3まで
	非開示情報10	学校の所見等に関する情報	条例第22条第7号	個人情報6から個人情報8まで
	非開示情報11	会議における発言ごとの委員氏名並びに委員及び事務局の発言	条例第22条第7号	個人情報12
	非開示情報12	検討段階の報告書の文案	条例第22条第7号	個人情報13から個人情報19まで
	非開示情報13	公表されていない関係機関電話番号（内線番号）	条例第22条第7号	個人情報8及び個人情報11
	非開示情報14	実施機関が内部連絡に使用していた携帯電話の番号	条例第22条第7号	個人情報24
	非開示情報15	実施機関職員へのヒアリングの記録	条例第22条第7号	個人情報10-1から個人情報10-6まで

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分	個人情報
非開示情報 3	21頁目非開示部分1行目の全て	個人情報7
非開示情報 5	1頁目非開示部分1行目1文字目	個人情報11
非開示情報 7	8頁目非開示部分1行目1文字目及び2文字目	個人情報25
非開示情報 9	非開示部分1行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、5行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、8行目1文字目、14文字目から27文字目まで、45文字目及び46文字目並びに9行目の全て	個人情報23-1
非開示情報11	平成28年度第6回13頁目非開示部分12行目の全て、13行目1文字目から7文字目まで、29文字目から行末まで及び14行目の全て、平成29年度第1回18頁目非開示部分3行目1文字目から38文字目	個人情報12

答申番号	判断の要旨		
3014		まで、資料6-2平成28年度第6回3頁目非開示部分12行目の全て、13行目1文字目から7文字目まで、29文字目から行末まで及び14行目の全て並びに資料6-3平成29年度第1回3頁目非開示部分3行目1文字目から38文字目まで	
	非開示情報12	3頁目非開示部分4行目から7行目までの全て、4頁目非開示部分3行目から7行目まで、14行目及び15行目の全て、8頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、14頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、20頁目非開示部分18行目の全て、28頁目非開示部分5行目から8行目までの全て、29頁目非開示部分1行目から5行目までの全て並びに15行目及び16行目の全て、33頁目非開示部分12行目及び13行目の全て、38頁目非開示部分15行目及び16行目の全て並びに43頁目非開示部分1行目の全て	個人情報13
	非開示情報12	13頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、18頁目非開示部分1行目及び2行目の全て並びに26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報14
	非開示情報12	26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報16
	非開示情報12	3頁目非開示部分5行目から8行目までの全て、4頁目非開示部分2行目から6行目までの全て並びに20行目及び21行目の全て、8頁目非開示部分13行目及び14行目の全て、13頁目非開示部分19行目及び20行目の全て並びに18頁目非開示部分1行目の全て	個人情報18
<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。</p>			
3015	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《いじめ重大事態調査に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、同項の重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。</p> <p>教育委員会が調査主体となった場合には、横浜市いじめ問題専門委員会（法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関。以下「専門委員会」という。）が、いじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。</p> <p>この調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに同ガイドラインにはその構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について」</p>		

答申 番号	判断の要旨
3015	<p>参加を図るよう努めるものとすることが記載されている。</p> <p>法第28条第2項には、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し」適切に情報提供する旨が規定されている。このため、専門委員会の調査の過程では、随時いじめを受けた児童等への情報提供が行われ、横浜市では、いじめを受けた児童等に調査報告書の全文が提供されている。</p> <p>専門委員会からの答申等を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。</p> <p>教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務の調整を担っている。また、会議録及び配付資料といった行政文書についても同課が作成し、保有している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、人権教育・児童生徒課において保有している特定個人に関するいじめ重大事態調査の資料のうち審査請求人に係るものである。専門委員会の会議の議事録である個人情報12及び専門委員会の審議において検討された答申案である個人情報13から個人情報17まで、その他専門委員会における審議資料として収集又は作成された個人情報1から個人情報11まで及び個人情報18から個人情報22までの文書で構成されている。非開示部分については、文書ごとに列挙することが困難であるため、当審査会において非開示情報を別表2のとおり分類した。</p> <p><b>《旧条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会は、非開示情報8から非開示情報14までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 非開示情報8及び非開示情報9について</p> <p>非開示情報8には、関係機関との具体的な情報共有の内容が記載されている。当該内容は、実施機関が開示を前提とせずに関係機関から情報を収集したものであり、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の調査において十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるといえる。また、非開示情報9には、児童や関係者への所見、指導の方針や内容が具体的に記載されており、これらを開示することで、今後の児童等の支援や指導に支障が生じるおそれがあるといえる。</p> <p>したがって、これらの情報は本号本文に該当するが、別表3に示す部分については、これを開示しても今後の調査や児童等の支援や指導に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>ウ 非開示情報10について</p> <p>非開示情報10には、専門委員会で発言した委員の氏名や発言内容及び実施機関職員の発言内容が記載されている。</p> <p>《いじめ重大事態調査に係る事務について》の事務の内容を踏まえると、会議の場では、いじめ事案について各委員が公平中立な立場で発言することが当然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験に基づいたものになることが期待されている。</p> <p>非開示情報10が記載された会議録である保有個人情報12において、発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いているのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった様子を推測させることになる。</p> <p>この場合、各委員になんらかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性もあろうし、また、作成した報告書の信頼性が不正確な憶測によって損なわれ、再発防止策の実施に支障を及ぼす可能性も否定できないので、非開示情報10のうち発言した委員の氏名については、本号本文に該当する。</p> <p>非開示情報10のうち、委員の発言内容の部分には、審査請求人以外の本件事案関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づきなされた発言が記載されている。これら審査請求人に開示すると、発言の内容及や委</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3015</p>	<p>員の専門分野等の情報から、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から積極的な協力を得られなくなるおそれがあると認められた。このためこれらの発言内容については、本号本文に該当する。</p> <p>また、非開示情報10のうち、実施機関職員の発言内容については、当該発言の前に発言された委員の意見を受けて職員が応答、説明している内容であり、これらを開示すると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員が特定されるおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報10のうち別表3に示す部分については、会議当日に資料として提供された文書について議事進行を行う旨の発言であり、発言者が特定されたとしても専門委員会の委員の議論に影響を及ぼすとはいえず、また当該資料の名称については、別に審査請求人に開示されていることから、その他事務の適正な遂行に支障があるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>エ 非開示情報11について</p> <p>非開示情報11には、調査報告の策定過程の報告書の文案が記載されている。策定過程の報告書の文案を開示すると、どのような理由で最終版の報告書に変更されたのかといった推測をされることが考えられる。審議中の内容を一部開示すると、無用な誤解を生み、最終的な結論である報告書の信頼性を損なうおそれがあることから、非開示情報11は、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示情報11のうち別表3に示す部分については、報告書の小題を掲げた事項を説明する記載や、学校関係者へ聴取を行うといった当該事務から当然生じることが想定される調査方法を記載した部分であり、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。</p> <p>オ 非開示情報12及び非開示情報13について</p> <p>非開示情報12には関係機関の電話番号や内線番号が、非開示情報13には実施機関の携帯電話の電話番号が記載されている。確認したところいずれも公表されていない番号であり、開示されることで、関係機関や実施機関の事務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。</p> <p>カ 非開示情報14について</p> <p>非開示情報14には、専門委員会の委員が実施機関の職員に対し行った質問、本件事案や本件事案に関する申立てを受けての学校や教育委員会事務局南部学校教育事務所の対応について聞き取りを受けた実施機関の職員が見聞きした内容や、聞き取りを受けた実施機関の職員の見解が記載されている。また、専門委員会の委員が行った質問の内容は、実施機関の説明にあったように聞き取りを受けた実施機関の職員が本件事案や本件事案に関する申立てを受けて対応する中で、組織としてではなく個人として見聞きしたこと、感じた内容の説明を求めるものである。</p> <p>聞き取り調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、その内容が開示されるとすれば、今後同種の聞き取りを行う際に実施機関の職員が、率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できないことから、非開示情報14は、本号本文に該当する。</p> <p><b>《旧条例第22条第5号の該当性について》</b></p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報7には、弁護士印の印影が記載されている。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p><b>《旧条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会は、非開示情報1から非開示情報6までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 非開示情報1について</p> <p>非開示情報1には、特定の個人が識別できる情報が記載されている。本人開示請求者以</p>

答申 番号	判断の要旨																												
3015	<p>外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書ア及びイに該当しない。また、児童からの手紙に対し職員がした返信については、職務遂行情報に該当するか否かはともかく、その内容は職員の内心に関する事項であることから、権利利益侵害にもつながる可能性があり、本号ただし書ウに該当するともいえない。</p> <p>ウ 非開示情報2について</p> <p>非開示情報2には、本人開示請求者以外の面談者・電話相手を示す情報や面談者の質疑等の発言内容及び実施機関からの回答に関する情報が記載されている。関係児童の氏名及びその保護者や代理人弁護士との面談であることは開示されており、開示された氏名から非開示部分に関する特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>エ 非開示情報3から非開示情報6までについて</p> <p>非開示情報3には本人開示請求者以外の氏名や対応の内容、非開示情報4には聞き取り対象者、非開示情報5には関係機関の職員の職名及び氏名、非開示情報6には本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。</p> <p>一方、非開示情報3のうち別表3に示す部分は実施機関の職員の氏であり、当該職員の氏名は横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であり、本号ただし書アに該当する。また、非開示情報5のうち、別表3に示す部分は関係機関の職員の職名であり、公務員の職に関する情報であるため、本号ただし書ウに該当する。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p> <table border="1" data-bbox="264 1205 1437 2110"> <thead> <tr> <th>個人情報</th> <th>審査請求に係る保有個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報1</td> <td>(資料15) 手紙に対する返信</td> </tr> <tr> <td>個人情報2-1</td> <td>(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)</td> </tr> <tr> <td>個人情報2-2</td> <td>(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)</td> </tr> <tr> <td>個人情報2-3</td> <td>(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)</td> </tr> <tr> <td>個人情報2-4</td> <td>(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)</td> </tr> <tr> <td>個人情報2-5</td> <td>(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)</td> </tr> <tr> <td>個人情報3-1</td> <td>(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)</td> </tr> <tr> <td>個人情報3-2</td> <td>(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日5)</td> </tr> <tr> <td>個人情報3-3</td> <td>(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日6)</td> </tr> <tr> <td>個人情報4</td> <td>(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)</td> </tr> <tr> <td>個人情報5</td> <td>(資料19) 校長メモ</td> </tr> <tr> <td>個人情報6</td> <td>(資料20) 副校長メモ 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち 資料4-2 副校長メモ</td> </tr> <tr> <td>個人情報7</td> <td>(資料21) 専任教諭メモ</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報	審査請求に係る保有個人情報	個人情報1	(資料15) 手紙に対する返信	個人情報2-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)	個人情報2-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)	個人情報2-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)	個人情報2-4	(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)	個人情報2-5	(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)	個人情報3-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)	個人情報3-2	(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日5)	個人情報3-3	(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日6)	個人情報4	(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)	個人情報5	(資料19) 校長メモ	個人情報6	(資料20) 副校長メモ 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち 資料4-2 副校長メモ	個人情報7	(資料21) 専任教諭メモ
個人情報	審査請求に係る保有個人情報																												
個人情報1	(資料15) 手紙に対する返信																												
個人情報2-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)																												
個人情報2-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)																												
個人情報2-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)																												
個人情報2-4	(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)																												
個人情報2-5	(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)																												
個人情報3-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)																												
個人情報3-2	(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日5)																												
個人情報3-3	(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日6)																												
個人情報4	(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)																												
個人情報5	(資料19) 校長メモ																												
個人情報6	(資料20) 副校長メモ 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち 資料4-2 副校長メモ																												
個人情報7	(資料21) 専任教諭メモ																												

答申 番号	判断の要旨	
3015	個人情報 8	(資料29) 事務所時系列記録
	個人情報 9	(資料32) 申入書の内容についての見解 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち 資料 4 - 4 申入書の内容についての見解
	個人情報10- 1	(資料42) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 校長
	個人情報10- 2	(資料43) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 副校長
	個人情報10- 3	(資料44) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 専任
	個人情報10- 4	(資料45) 学校関係者への聞き取りについて (逐語録) 担任
	個人情報10- 5	(資料47) 学校教育事務所指導主事室長聞き取り
	個人情報10- 6	(資料48) 学校教育事務所指導主事聞き取り
	個人情報10- 7	(資料49) 学校関係者への聞き取り記録 (拠点校指導教員)
	個人情報11	(資料46) 事案に関する内容等について (回答)
	個人情報12	<p>専門委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第 5 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成28年度第 6 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 1 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 2 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 3 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 4 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 5 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 6 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第 8 回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第10回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第11回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第 3 回 専門委員会会議録 (初稿)</li> <li>・平成30年度第 3 回 専門委員会会議録 (確定稿)</li> <li>・平成30年度第 5 回 専門委員会会議録</li> </ul> <p>「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 6 - 1 平成28年度第 5 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 2 平成28年度第 6 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 3 平成29年度第 1 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 4 平成29年度第 2 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 5 平成29年度第 3 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 7 平成29年度第 8 回専門委員会会議録 (抜粋)</li> <li>・資料 6 - 8 平成29年度第11回専門委員会会議録 (抜粋)</li> </ul>

答申 番号	判断の要旨	
3015		<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6－9 平成30年度第5回専門委員会会議録（抜粋）</li> </ul>
	個人情報13	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日7現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> <li>特定年月日8現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報14	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報15	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（●小学校）【公表版】（案）</li> </ul>
	個人情報16	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日10現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案</li> </ul>
	個人情報17	報告書、公表版 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日11現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（f小学校）【公表版】（案）</li> </ul>
	個人情報18	<ul style="list-style-type: none"> <li>（資料34）意見書、通知書及び回答書</li> <li>「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料1意見書、通知書及び回答書</li> </ul>
	個人情報19	（資料50）関係児童児童相談所資料のうち、情報資料「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料2 関係児童児童相談所資料のうち、情報資料
	個人情報20-1	（資料6）申入書
	個人情報20-2	（資料39）確認書
	個人情報20-3	（資料51）意見書
	個人情報20-4	（資料71）所見としての意見書
	個人情報20-5	横浜市いじめ問題専門委員会資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定年月日12横浜市いじめ問題専門委員会資料（所見としての意見書）</li> <li>「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち、資料3－1申入書</li> </ul>
	個人情報21-1	（資料33）警察から児童相談所への通告内容について
	個人情報21-2	（資料37）転校先での児童の様子（特定年月日13）
	個人情報21-3	（資料38）警察署等の介入経緯（特定年月日14）

答申 番号	判断の要旨			
3015	個人情報22	特定年月日15メモ 学校関係者への聞き取りについて		
	別表2 非開示情報			
	非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
	非開示情報1	児童への手紙	条例第22条第3号	個人情報1
	非開示情報2	調査報告書に関する面談記録	条例第22条第3号	個人情報2-1から個人情報3-3まで
	非開示情報3	対応経過に関する記録	条例第22条第3号	個人情報4から個人情報8まで
	非開示情報4	学校の見解に関する情報	条例第22条第3号	個人情報9
	非開示情報5	関係機関職員の職及び氏名	条例第22条第3号	個人情報11
	非開示情報6	開示請求者本人以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報	条例第22条第3号	個人情報18及び個人情報19
	非開示情報7	弁護士印の印影	条例第22条第5号	個人情報20-1から個人情報20-5まで
	非開示情報8	関係機関情報	条例第22条第7号	個人情報4、個人情報7、個人情報8及び個人情報21-1から個人情報21-3まで
	非開示情報9	学校の所見等に関する情報	条例第22条第7号	個人情報4、個人情報6から個人情報8まで
	非開示情報10	会議における発言ごとの委員氏名並びに委員及び事務局の発言	条例第22条第7号	個人情報12
	非開示情報11	検討段階の報告書の文案	条例第22条第7号	個人情報13から個人情報17まで
	非開示情報12	公表されていない関係機関電話番号（内線番号）	条例第22条第7号	個人情報8及び個人情報11
非開示情報13	実施機関が内部連絡に使用していた携帯電話の番号	条例第22条第7号	個人情報22	
非開示情報14	実施機関職員へのヒアリングの記録	条例第22条第7号	個人情報10-1から個人情報10-7まで	
別表3 非開示情報のうち開示すべき部分				
非開示情報	開示すべき部分		個人情報	



答申 番号	判断の要旨		
3015	非開示情報 3	21頁目非開示部分 1 行目の全て	個人情報 7
	非開示情報 5	1 頁目非開示部分 1 行目 1 文字目	個人情報11
	非開示情報 8	6 頁目11月 1 日経過欄非開示部分の全て	個人情報 4
	非開示情報 8	31頁目非開示部分16行目及び21行目の全て、32頁目非開示部分 7 行目の全て、33頁目非開示部分 4 行目の全て、35頁目非開示部分 1 行目の全て、36 頁目非開示部分 1 行目の全て、38頁目非開示部分 10行目の全て、39頁目非開示部分 1 行目の全て、45頁目非開示部分 3 行目及び18行目の全て、46頁目非開示部分 3 行目の全て並びに47頁目非開示部分18行目の全て	個人情報 8
	非開示情報 8	非開示部分 1 行目 1 文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、5 行目 1 文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、8 行目 1 文字目、14文字目から27文字目まで並びに45文字目及び46文字目並びに 9 行目の全て	個人情報21- 1
	非開示情報 9	4 頁目 9 月 2 日学校対応欄非開示部分 2 行目19文字目から行末まで及び 5 頁目 9 月24日南部学校教育事務所対応欄非開示部分の全て	個人情報 4
	非開示情報 9	6 頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て並びに 41頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て	個人情報 6
	非開示情報10	平成28年度第 6 回13頁目非開示部分12行目の全て、13行目 1 文字目から 7 文字目まで及び29文字目から行末まで並びに14行目の全て、平成29年度第 1 回18頁目非開示部分 3 行目 1 文字目から38文字目まで、資料 6 - 2 平成28年度第 6 回 3 頁目非開示部分12行目の全て、13行目 1 文字目から 7 文字目まで、29文字目から行末まで及び14行目の全て並びに資料 6 - 3 平成29年度第 1 回 3 頁目非開示部分 3 行目 1 文字目から38文字目まで	個人情報12
	非開示情報11	3 頁目非開示部分 4 行目から 7 行目までの全て、4 頁目非開示部分 3 行目から 7 行目まで、14行目及び15行目の全て、8 頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て、14頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て、20頁目非開示部分18行目の全て、28頁目非開示部分 5 行目から 8 行目までの全て、29頁目非開示部分 1 行目から 5 行目まで、15行目及び 16行目の全て、33頁目非開示部分12行目及び13行目の全て、38頁目非開示部分15行目及び16行目の全て並びに43頁目非開示部分 1 行目の全て	個人情報13
	非開示情報11	13頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て、18頁目非開示部分 1 行目及び 2 行目の全て並びに26頁目非開示部分 1 行目の全て	個人情報14
非開示情報11	26頁目非開示部分 1 行目の全て	個人情報16	

答申 番号	判断の要旨
3015	<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。</p>
3016	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《職員に対する不利益処分についての審査請求について》</b></p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項では、任命権者から懲戒その他のその意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされている。横浜市においては、実施機関が、審査請求を受理したときは、同法第50条第1項の規定に基づき直ちにその事案を審査しなければならないが、同法第3項及び不利益処分についての審査請求に関する規則（平成28年3月横浜市人事委員会規則第10号）第48条の規定により、当該審査の結果に基づいて、裁決で、審査請求を却下し、若しくは棄却し、又は処分を取り消し、若しくは修正する。また、同法第50条第3項及び同規則第51条の規定により、実施機関は、裁決の結果、必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要でかつ適切な措置をさせる等その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、本件審査請求文書による裁決（以下「特定裁決」という。）の対象である平成28年8月1日付で横浜市教育委員会（以下「特定処分者」という。）が行った懲戒処分（以下「特定懲戒処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「特定審査請求」という。）に対し、実施機関が令和2年10月28日付で特定懲戒処分を取り消した裁決書である。</p> <p>ア 当審査会で見分したところ、本件審査請求文書の記載内容は、次の(ア)から(オ)までの項目に分類できると認められた。</p> <p>(ア) 特定審査請求に係る審査請求人（以下「特定被処分者」という。）及び特定処分者並びに代理人の氏名が列記されている部分（以下「項目1」という。）</p> <p>(イ) 「主文」と題された特定審査請求に対する実施機関の結論が記載された部分</p> <p>(ウ) 「事案の概要」と題された特定審査請求の趣旨及び特定懲戒処分の内容及び理由が記載された部分（以下「項目2」という。）</p> <p>(エ) 「争点及び当事者の主張」と題された特定審査請求における争点並びに特定被処分者及び特定処分者の主張等が記載された部分（以下「項目3」という。）</p> <p>(オ) 「理由」と題された特定審査請求に対して、実施機関が両当事者の主張の全趣旨を総合して認定した事実、争点に対する実施機関の判断等が記載された部分（以下「項目4」という。）</p> <p>イ 項目4は、さらに「第1 当委員会が認定した事実」、「第2 争点に対する判断」及び「第3 結論」の項目から構成されており、実施機関は、項目1のうち特定被処分者の氏名を旧情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして、項目2から項目4までの非開示部分の全体を旧情報公開条例第7条第2項第2号、同項第6号柱書及び同号エに該当するとして非開示とした。</p> <p>ウ 当審査会で見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴並びに特定懲戒処分の対象となった行為（以下「特定処分対象行為」という。）の発生時の状況及びそれらが推測される情報、特定懲戒処分の経緯、関係者からの聴取内容、特定懲戒処分に関する関係機関の審議経過及び意見、特定審査請求の手續における特定被処分者及び特定処分者の主張、特定審査請求に対する実施機関の審</p>

答申 番号	判断の要旨				
3016	<p>議経過及び判断等が記載されている。</p> <p><b>《旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関が非開示とした部分のうち、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。</p> <p>これらの情報は、「懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について」（令和2年11月6日横浜市記者発表概要。以下「特定記者発表概要」という。）として横浜市ウェブサイトに掲載して公表されている事実は認められないことから本号ただし書アに該当しない。また、懲戒処分の対象者となったことは、特定被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>イ 実施機関が非開示とした部分のうち、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴に関する情報を除く部分（「理由」中「第3 結論」9行目及び10行目の非開示とした部分のうち、特定記者発表概要に記載されている内容に係る部分を除く。）には、特定被処分者の発言、行為の内容や特定処分対象行為に係る特定被処分者の事実認否、特定懲戒処分に対する特定被処分者の内心や特定被処分者に関する関係者の発言・感想、特定被処分者の行為等に対する特定処分者及び関係機関の意見並びに特定審査請求に対する実施機関の判断及びその理由等が詳細に記載されている。</p> <p>これらの情報及び特定被処分者が特定処分対象行為を原因とする特定懲戒処分を受けたこと、特定審査請求を提起し、特定懲戒処分を取り消す裁決を受けたことは、特定被処分者の名誉や人格に関わる情報であり、通常、他人に知られたくないと認めるにつき相当の理由がある情報であると認められる。これらの情報を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば入手可能である情報と照合することにより、特定の個人が識別され、また、仮に特定の個人を識別することはできない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 特定裁決については、特定被処分者の所属、職名、処分日、処分内容、特定処分対象行為の概要、特定裁決の日、特定裁決の骨子等を特定記者発表概要として横浜市ウェブサイトに掲載して公表していることが認められた。また、実施機関は、項目4のうち、「理由」中「第3 結論」9行目及び10行目の非開示とした部分のうち、特定記者発表概要に記載されている内容に係る部分は、特定記者発表概要に記載されている内容であると説明している。</p> <p>横浜市が、特定記者発表概要として横浜市ウェブサイトに掲載し、自ら公表した情報は、慣行として公にされている情報と考えることが適当であるため、「理由」中「第3 結論」9行目及び10行目の非開示とした部分のうち、特定記者発表概要に記載されている内容に係る部分は、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。</p> <p><b>《旧情報公開条例第7条第2項第6号該当性について》</b></p> <p>実施機関は、特定被処分者の氏名以外の非開示部分については、本号にも該当する旨主張している。しかし、これらの非開示部分は、上記《旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》のとおり、旧情報公開条例第7条第2項第2号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。</p> <p>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="272 1816 1444 1955"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目4</td> <td>「第3 結論」の9行目1文字目から12文字目まで及び10行目15文字目から31文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにしして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字と数えるものとする。項目名及び空白は、行及び文字数に数えない。</p>	項目	開示すべき部分	項目4	「第3 結論」の9行目1文字目から12文字目まで及び10行目15文字目から31文字目まで
項目	開示すべき部分				
項目4	「第3 結論」の9行目1文字目から12文字目まで及び10行目15文字目から31文字目まで				

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- （第4号省略）
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- （第6号省略）
- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- （アからオまで省略）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

#### 附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第5号まで省略)

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(アからウまで省略)

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
(オ省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881